

条 例 案 等 の 概 要

(令和7年9月定例市議会)

議 案	要 旨
1. 【議案第58号】 行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 総務部 人事課 〕	1 趣 旨 人事院規則の一部改正により、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置が規定されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。 2 内 容 (1) 本改正に伴う条ずれに対応するもの（第15条、第17条の3、第17条の4） (2) 妊娠、出産等の申出をした職員に対して、出生時両立支援制度等についての意向確認等の義務化について規定するもの。（第17条の2第1項、第3項） (3) 3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度等についての意向確認等の義務化について規定するもの。（第17条の2第2項、第3項） 3 施行期日 令和7年10月1日
2. 【議案第59号】 行田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 総務部 人事課 〕	1 趣 旨 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業の取得形態が多様化したことに伴い、条例の一部を改正するものです。 2 内 容 (1) 育児休業法第19条第3項及び第5項を本条例の趣旨として追加するもの。（第1条） (2) 地方公務員法の引用条項及び用語の整備を行うもの。（第21条第2号） (3) 現行の部分休業を「第1号部分休業」とするもの。（第22条） (4) 新設の「第2号部分休業」の取得単位について規定するもの。（第22条の2） (5) 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間を、毎年4月1日から翌年3月31日までと規定するもの。（第22条の3） (6) 「第2号部分休業」の取得可能時間数を規定するもの。（第22条の4） (7) 部分休業を請求した職員の申出内容を変更する場合の特別な事情について規定するもの。（第22条の5） (8) 部分休業が給与の減額の対象となることを明確化するため、引用する条項を規定するもの。（第23条） (9) 部分休業の承認の取消事由について、育児休業法第19条第6項の準用規定により改めるもの。（第24条）

	3 施行期日 令和7年10月1日
3. 【議案第60号】 行田市斎場条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 市民生活部 市民課 〕	1 趣 旨 令和8年2月からの小動物火葬棟の供用開始に向けて所要の整備を行うとともに、燃料費、人件費等の高騰による火葬に係る使用料の見直しを行うものです。 2 内 容 (1) 小動物火葬棟の利用時間を規定するもの。(第2条第3項第4号) (2) 小動物火葬棟の利用を許可する小動物を規定するもの。(第3条第2項) (3) 小動物の火葬に係る使用料を規定するもの。(第4条、別表第2) (4) 使用料の減免について、小動物の火葬を除くことを規定するもの。(第5条) (5) 斎場使用料のうち、火葬室の使用料を改めるもの。(別表第1) 3 施行期日 公布の日から施行する。ただし、小動物火葬棟の規定については令和8年2月1日、火葬室の使用料の改正については令和8年4月1日。
4. 【議案第61号】 行田市土砂等による土地の埋立等規制に関する条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 環境経済部 環境課 〕	1 趣 旨 令和7年7月1日から500㎡以上の土石の堆積又は盛土若しくは切土の工事に関して県で規制することとなったことから本条例を改正するものです。 2 内 容 (1) 本条例の適用範囲として、事業区域面積が300㎡以上3,000㎡未満としていたものを、300㎡以上500㎡未満とするもの。(第6条第1項) 3 施行期日 公布の日
5. 【議案第62号】 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 健康福祉部 福祉課 〕	1 趣 旨 県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱が改正され、医療費支給の対象範囲が拡大されたことから、本条例の対象者の範囲を改めるものです。 2 内 容 (1) 重度心身障害者の定義として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定により2級の障害を有する者を追加するもの。(第2条第1項第3号) (2) 精神通院医療費の定義を追加するもの。(第2条第4項) (3) 用語の整備をするもの。(第3条第1項第1号ア)

	(4) 医療費助成の除外規定として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の規定により２級の障害を有する者に係る精神通院医療費以外の一部負担金を追加するもの。(第５条第１項) ３ 施行期日 令和８年４月１日
6. 【議案第６３号】 行田市下水道条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 都市整備部 下水道課 〕	１ 趣 旨 災害その他非常の場合において、市長が指定した排水設備指定工事店以外の指定工事店でも排水設備工事を行えるように改正するものです。 ２ 内 容 (1) 災害その他非常の場合において、他の市町村長又は地方自治法第２８４条第１項に規定する一部事務組合の管理者が指定した排水設備指定工事店でも排水設備工事を行えるよう改めるもの。(第６条第１項) ３ 施行期日 公布の日
7. 【議案第６４号】 行田市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 都市整備部 上下水道経営課 〕	１ 趣 旨 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、部分休業の取得形態が多様化し、企業職員についても同様の対応とすることから、部分休業に係る給与の減額の規定について改正するものです。 ２ 内 容 (1) 部分休業を１年につき市長が指定する時間を超えない範囲において取得できることとすることから、部分休業に係る給与の減額の規定について改めるもの。(第１６条第２項) ３ 施行期日 令和７年１０月１日
8. 【議案第６５号】 行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 都市整備部 水道課 〕	１ 趣 旨 災害その他非常の場合において、市長又は市長が指定した指定給水装置工事事業者以外でも給水装置工事を行えるように改正するものです。 ２ 内 容 (1) 災害その他非常の場合において、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定した指定給水装置工事事業者でも給水装置工事を行えるよう改めるもの。(第７条第１項) ３ 施行期日 公布の日

9. 【議案第66号】 行田市議会議員及び市長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 選挙管理委員会 〕	1 趣 旨 公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用のビラ及び選挙運動用のポスターの作成単価を改めたいので、条例の一部を改正するものです。 2 内 容 (1) 選挙運動用ビラの作成単価「7円73銭」を「8円38銭」に改めるもの。(第9条、第10条) (2) 選挙運動用ポスターの作成単価「541円31銭」を「586円88銭」に改めるもの。(第13条) 3 施行期日 公布の日
--	---